割賦販売契約約款

1, 契約約款の適用等

(1)この割賦販売契約約款（以下「本約款」といいます。）は、コードキャンプ株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するオンラインプログラミングレッスンに関するサービス（以下「本サービス」といいます。）について、その利用料金を当社に対し分割払いで支払う方法（2ヶ月以上の期間、3回以上に分割して支払う場合をいいます。）により購入（以下「割賦販売契約」といいます。）したユーザーに適用され、当社とユーザーとの間の割賦販売契約の契約条件を構成します。
(2)割賦販売契約を締結したユーザーは、本約款及び当社の利用規約（https://codecamp.jp/rule）を遵守するものとし、本約款と利用規約に規定する内容が矛盾・抵触する場合、本約款が優先して適用されるものとします。なお、本約款と当社が運営する本サービスに関するウェブサイト（理由の如何を問わず、当社のウェブサイトのドメイン又は内容が変更された場合は、当該変更後のドメインを含みます。）上やその他において配布、配信する文書等（ただし、利用規約を除きます。以下「当社文書等」といいます。）に規定する内容が矛盾・抵触する場合は、当社文書等が優先して適用されるものとします。

2. 契約の成立時点

(1)本サービスの割賦販売契約は、ユーザーが当社に対し分割払いによる本サービスの購入申込みを行い、当社がこれを承諾したのち、ユーザーにより当社が定める本サービスの初期費用の支払が完了した時をもって成立するものとします。
(2)本サービスは、初期費用の入金確認後、5営業日以内に利用開始となり、ユーザーはこれに同意するものとします。

3. 賦払金（分割支払金）の支払方法等

割賦販売契約に基づく賦払金の支払方法等については、以下のとおりです。

・支払期間：5ヶ月/11ヶ月/23ヶ月（申込時にお支払いいただく初期費用を除いた、割賦販売契約に基づく賦払金の支払期間を記載しています。）
・支払回数：5回/11回/23回（申込時にお支払いいただく初期費用を除きます。以下同様とします。）
※実際の支払い期間、支払い回数は申込画面、決済完了メールにて確認ください。
※初期費用に含まれる初回の分割支払金には、全体の支払金額を均等に分割した際に生じる端数が含まれる場合がありますが、2回目以降の支払金は均等に分割されます。
・実質年率：
【フリーランスWebデザイナーコース（4ヶ月）】
5回：15.60% / 11回：14.18% / 23回：10.17%
【フリーランスWebデザイナーコース（6ヶ月）】
5回：15.36% / 11回：13.96% / 23回：10.02%
・支払時期及び方法：初回のみ割賦販売契約申込後直ちに当社が指定する銀行口座に振り込む方法又はクレジットカード決済により支払。2回目（割賦販売契約に基づく賦払金の支払いとしては1回目）以降は毎月5日又は27日（当該日が銀行休業日の場合は、翌銀行営業日）にユーザーが指定する銀行口座より引き落とす方法により支払。

4. サービスの利用停止

ユーザーが支払期日に賦課金の支払を遅滞し、当社から次回の支払期日にその支払を催告されたにもかかわらず、支払わなかったときは、「5. 期限の利益喪失」の①に定める期限の利益の喪失により、未払いの賦払金全額の支払が完了するまで本サービスの利用を停止し、ユーザーはこれに同意するものとします。

5. 期限の利益喪失

ユーザーが次のいずれかの事由に該当したときは、当然に本サービスに係る割賦販売契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

①支払期日に賦払金の支払を遅滞し、当社から次回の支払期日にその支払を書面で催告されたにもかかわらず、当該期日に支払わなかったとき
②割賦販売契約上の義務に違反し、その違反が同契約の重大な違反となるとき
③自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払を停止したとき
④差押、仮差押、保全差押、仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき
⑤破産手続開始、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき
⑥その他ユーザーの信用状態が著しく悪化したとき

6. 契約の解除

(1)ユーザーは、インターネットを経由し申込をした場合において、提供を受けたサービスの内容が当社文書等における本サービスの紹介内容と相違している場合は、本契約を解除することができるものとします。
(2)ユーザーが「5. 期限の利益喪失」の②～⑥のいずれかに該当したときは、当社は本契約を解除することができるものとします。

7. 遅延損害金

(1)ユーザーが、賦払金の支払を遅滞したときは、支払期日の翌日から次回の支払期日に至るまで当該賦払金に対し、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。ただし、当該遅延損害金は、割賦販売価格から既に支払いのあった全ての賦払金の合計額を控除して得た残金全額に対し法定利率を乗じた額を超えることはありません。
(2)(1)の定めにかかわらず、ユーザーが、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、割賦販売価格から既に支払いのあった全ての賦払金の合計額を控除して得た残金全額に対し、法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

割賦販売業者の名称：コードキャンプ株式会社
住所：東京都品川区大崎1丁目2-2 アートヴィレッジ大崎セントラルタワー

お問い合わせ窓口：CodeCamp事務局
住所：東京都品川区大崎1丁目2-2 アートヴィレッジ大崎セントラルタワー
メールアドレス：support@codecamp.jp